



# 栃木県公報

平成26年  
5月30日(金)  
第2584号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県小規模水道条例施行規則の一部改正..... 477
- 栃木県立産業技術専門学校規則の一部改正..... 477

### 告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 478
- 介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止..... 478
- 介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止..... 479
- 介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止..... 479
- 都市計画事業の認可..... 479

### 公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 480
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 480

### 選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 481
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し..... 481
- 公職選挙法第18条第2項の規定による開票区の設定に関する告示の一部改正..... 481

## 規 則

### 栃木県規則第三十三号

栃木県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県小規模水道条例施行規則（昭和二十八年栃木県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第四条第一項中「三十七の項及び四十五の項から五十の項まで」を「二十八の項及び四十六の項から五十一の項まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生活衛生課)

### 栃木県規則第三十四号

栃木県立産業技術専門学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県立産業技術専門学校規則の一部を改正する規則

栃木県立産業技術専門学校規則（昭和四十七年栃木県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一機械技術科の項中「140時間」を「120時間」に、「切削加工法及び研削加工法」を「機械加工法」に改め、同表自動車整備科の項中「400時間」を「390時間」に、「燃料及び潤滑油」を「燃料及び潤滑剤」に、「故障原因探求実習」を「故障原因探究実習」に改め、同表金属加工科の項中「280時間」を「290時間」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、平成二十六年四月一日以後に入校した者に対して行う普通課程の普通職業訓練について適用し、同日前に入校した者に対して行う普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例による。

(労働政策課)

告 示

栃木県告示第百六十二号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金等から適用する。

平成二十六年五月三十日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部畜産振興課の款に次のように加える。

<p>農場バイオセキュリティ対策事業費補助金</p>	<p>伝染性疾病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、農場内における防疫対策を促進するための取組を支援し、もって畜産経営の安定に資する。</p>	<p>市町村、農業協同組合、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体、農業者の組織する団体（二人以上の畜産農家で構成する団体であつて、防疫対策の実施を目的として設立されたものに限る。）又は特認団体（知事が適当と認める団体をいう。）（法人格を有しない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下この項において「市町村等」という。）が消費・安全対策交付金実施要綱（平成十七年四月一日付け十六消安第一万二百七十号農林水産事務次官依命通知）に基づき行う農場バイオセキュリティ対策に係る資材の整備に要する経費</p>	<p>当該経費の二分の一以内</p>	<p>市町村等</p>
----------------------------	--	--	--------------------	-------------

(畜産振興課)

栃木県告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があつたので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成26年5月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970201133	有限会社ベストサービス 代表取締役 柳田 祐介	訪問介護センターベストサービス	足利市朝倉町三丁目23番地4	平成23年1月31日	訪問介護
0970201489	有限会社年伸	デイサービス友逢	足利市山下町1276番	平成24年	通所介護

	取締役 岩下 正子		地 7	4月30日	
--	--------------	--	-----	-------	--

栃木県告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成26年 5月30日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止の 年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970301511	株式会社こここ川原田 倶楽部 代表取締役 中村 和男	こここケアステー ション	栃木市川原田町338 番地1	平成26年 3月31日	居宅介護 支援

栃木県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成26年 5月30日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970201133	有限会社ベストサービス 代表取締役 柳田 祐介	訪問介護センターベ ストサービス	足利市朝倉町三丁目 23番地4	平成23年 1月31日	介護予防 訪問介護
0970201489	有限会社年伸 取締役 岩下 正子	デイサービス友達	足利市山下町1276番 地7	平成24年 4月30日	介護予防 通所介護

(高齢対策課)

栃木県告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成26年 5月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称  
小山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
小山栃木都市計画道路事業 3・4・101号 城東線
- 3 事業施行期間  
平成26年 5月30日～平成33年 3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

栃木県小山市大字雨ヶ谷字宮、字本田及び字木島谷並びに大字雨ヶ谷新田字供養塚、字稲荷東、字稲荷前、字屋敷、字屋敷下、字東畑、字渡辺東及び字渡辺地内

(2) 使用の部分

なし

(都市計画課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年 5月30日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
上 河 内 土 地 改 良 区	理 事	斎藤 勝		宇都宮市芦沼町3523	26. 3 .31	
	〃	長嶋 良道	長嶋 良道	〃 上小倉町1381	〃	26. 4 . 1
	〃	横塚 義徳	横塚 義徳	〃 中里町1575	〃	〃
	〃	大木 清茂	大木 清茂	〃 上小倉町1729- 1	〃	〃
	〃	塩井 正博	塩井 正博	〃 〃 1954	〃	〃
	〃	篠原 文男	篠原 文男	〃 上田町730- 1	〃	〃
	〃	佐藤 賢市	佐藤 賢市	〃 芦沼町2585	〃	〃
	〃	齋藤 幹雄	齋藤 幹雄	〃 上田原町1801	〃	〃
	〃	齋藤 一郎	齋藤 一郎	〃 冬室町459	〃	〃
	〃	若色 一巳	若色 一巳	〃 金田町628	〃	〃
	〃	藤江 政夫	藤江 政夫	〃 上田町274	〃	〃
	〃		柿沼 英夫	〃 芦沼町2341- 1		〃
	監 事	生井 信夫	生井 信夫	〃 免ノ内町258	26. 3 .31	〃
	〃	江連 武	江連 武	〃 上小倉町1402	〃	〃
〃	柿沼 建一	柿沼 建一	〃 上田町252- 2	〃	〃	

(農地整備課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成26年 5月30日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は 名 称

平成26年 3月17日	(廃 止)	宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館15階 栃木県旅券センター	栃木県職 員生活協 同組合
----------------	-------	--	---------------------

(会計局会計管理課)

**選挙管理委員会**

## 栃木県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成26年 5月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
社会福祉法人 敬愛会 特別養護老人ホーム てんまりの杜	那須烏山市滝田1772-1

## 栃木県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

平成26年 5月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
医療法人 南河内診療所 介護老人保健施設 お達者倶楽部	下野市薬師寺2472

## 栃木県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法第18条第2項の規定による開票区の設定に関する告示(平成24年栃木県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成26年 5月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

表栃木市第2開票区の項中「区域」の次に「並びに平成26年4月4日における岩舟町の区域」を加える。